防火設備

令和7年7月

防火設備の定期検査報告書の作成について（解説）

京都市
CITY OF KYOTO

お問合せ先

京都市都市計画局 建築指導部 建築審査課 設備審査係
TEL：075 – 222 - 3616

目次

1　はじめに

1.1　最新の報告書様式について 1
1.2　提出が必要な書類 2

2　【入力支援ファイル】について

2.1　【入力支援ファイル】の構成 2
2.2　【入力支援ファイル】の各シートについて
　❶　チェックシート 3
　❶　入力シート【基本情報】 4
　❷　入力シート【検査結果表】 5
　❸　入力シート【写真】 6

3　検査結果図（図面）について

3.1　作成上の注意 7
3.2　図面に明示すべき事項と記入上の注意 7

4　定期検査報告書類について（記入例）

4.1　定期検査報告書 8
4.2　定期検査報告概要書 13
4.3　検査結果表 15

5　参考資料

5.1　防火設備の定期検査報告　関係法令（抜粋） 23

1　はじめに

本書は、建築基準法第１２条第３項に基づく定期報告の作成方法について説明したものです。

電子申請サービスの使い方については、京都市情報館で公開されている「定期報告の電子申請マニュアル」を御参照ください。

京都市では、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、令和４年から、定期報告の電子申請による受付を開始しています。円滑な建築関係手続の推進のため、電子申請での提出に御協力をお願いいたします。

1.1　最新の報告書様式について

- 本市では、定期検査報告書作成用の、【入力支援ファイル】（エクセル形式）をホームページで公開しています。
- 本市へ提出する定期報告は、必ず最新の【入力支援ファイル】を使用して作成してください。
- 【入力支援ファイル】がダウンロードできるURLは、以下のとおりです。

「定期報告の電子申請による受付について」

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html

（ダウンロード画面）

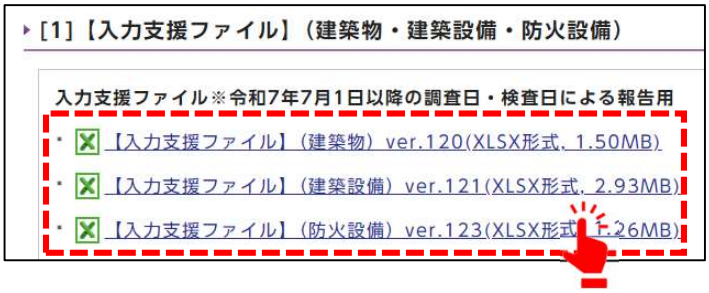

◆注意事項◆

- 【入力支援ファイル】以外の様式ファイルは使用不可です。
- 【入力支援ファイル】はエクセル形式(xlsx形式)で提供します。同形式を編集可能なソフトウェア等を御利用ください。
- 京都市情報館からダウンロードした**最新の【入力支援ファイル】を使用**してください。
  他のファイル、改変されたファイルは、システム上、受付できません。
- **【入力支援ファイル】は、パソコンで作成してください。**

1.2　提出が必要な書類

提出が必要な書類			（本書での説明）
■定期報告提出チェックシート	任意様式	【入力支援ファイル】（エクセル形式）を使用して作成	3ページ　【2.2⓪】
■受付管理票	任意様式		―
■定期検査報告書	第36号の8様式		16ページ　【4.1】
■定期検査報告概要書	第36号の9様式		26ページ　【4.2】
■検査結果表	別記第1~4号		33ページ　【4.3】
■関係写真	別添2様式		6ページ　【2.2③】
■検査結果図（図面）	別添1様式		15ページ　【3.1～3.2】

2　【入力支援ファイル】について

2.1　【入力支援ファイル】の構成

定期報告書（検査結果表、検査結果図、関係写真、添付図面を含む。）は、入力支援ファイル内の入力シートに記入すると、定められた報告様式に転記されます。

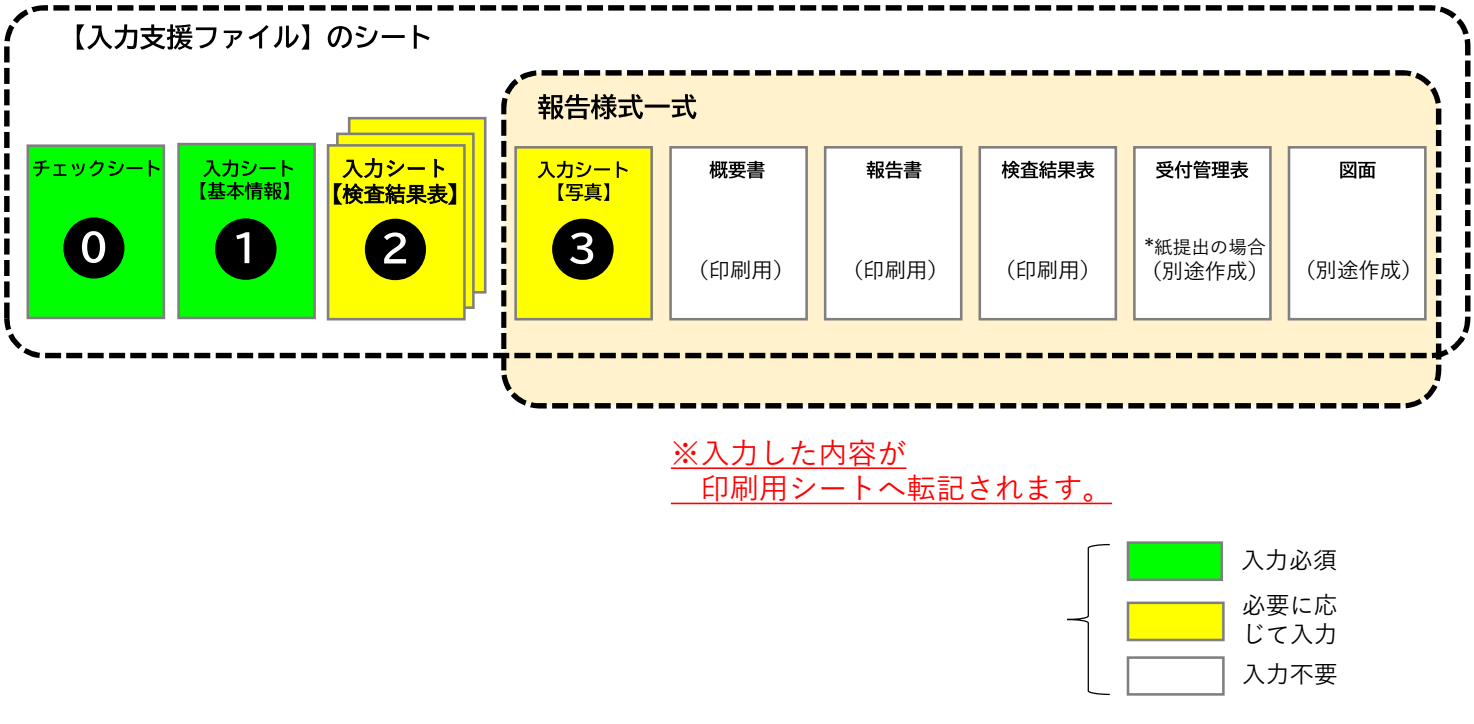

2.2　【入力支援ファイル】の各シートについて

⓪　チェックシート

▶定期報告を作成する前
→　定期報告書の作成に当たり、事前に必ずチェック項目を確認してください。

▶定期報告を作成した後（提出する前）
→　定期報告書の提出に当たり、改めてチェック項目を確認し、チェックを入れて提出してください。

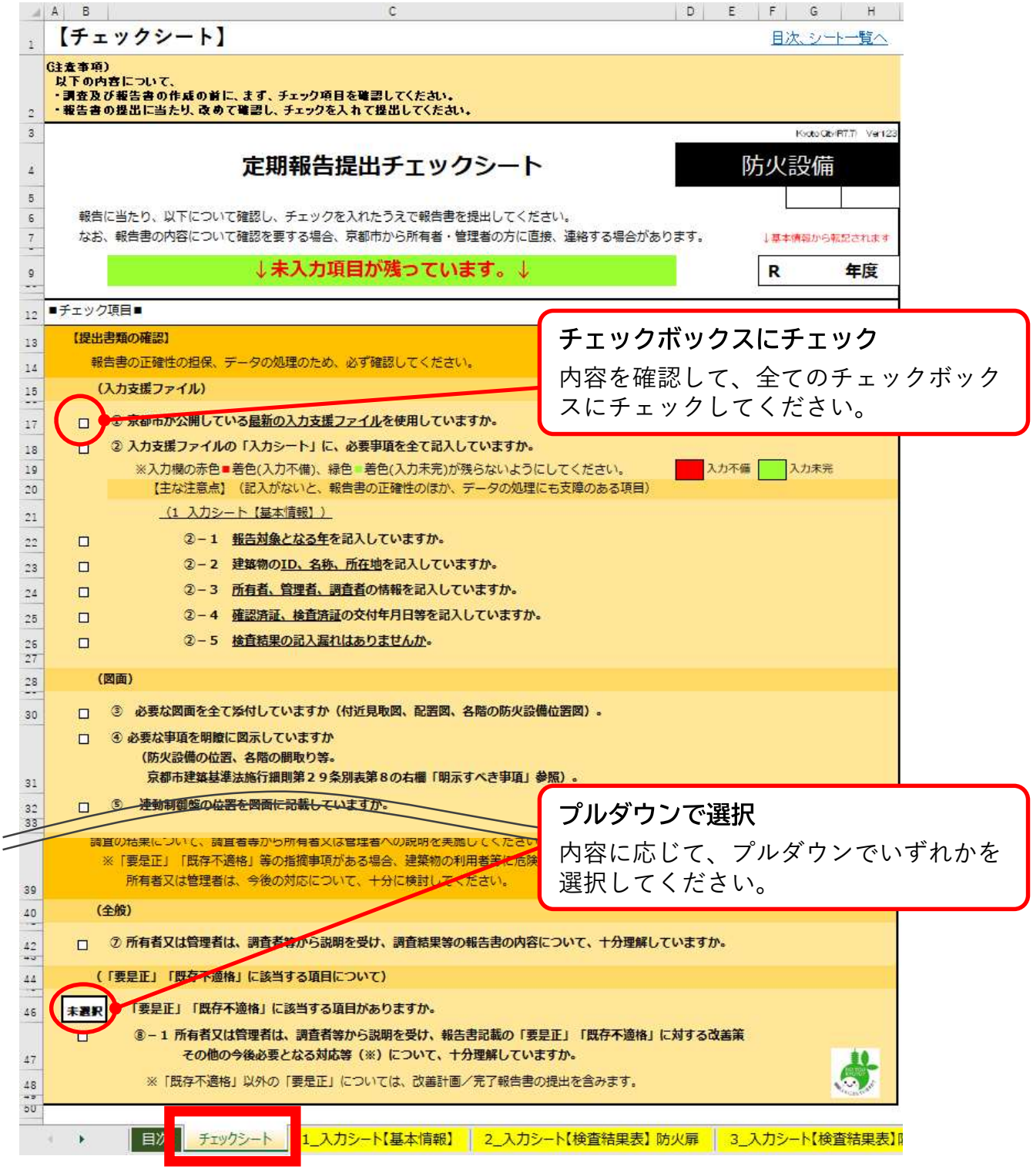

❶ 1_入力シート【基本情報】

▶入力シートのセルの色を参考に、報告事項を入力してください。

・自動で転記される箇所等、記入の必要がない箇所についてはロックがかけられています。

・紙に印刷を行う場合やPDF形式に変換する場合、文字が切れて表示される場合があります。
文字等が切れてしまう場合は、当該箇所を別途作成するなどし、別添で提出してください。

▶シート内に、【緑色セル】【赤色セル】が残っていると、受付できません。提出前に御確認をお願いします。

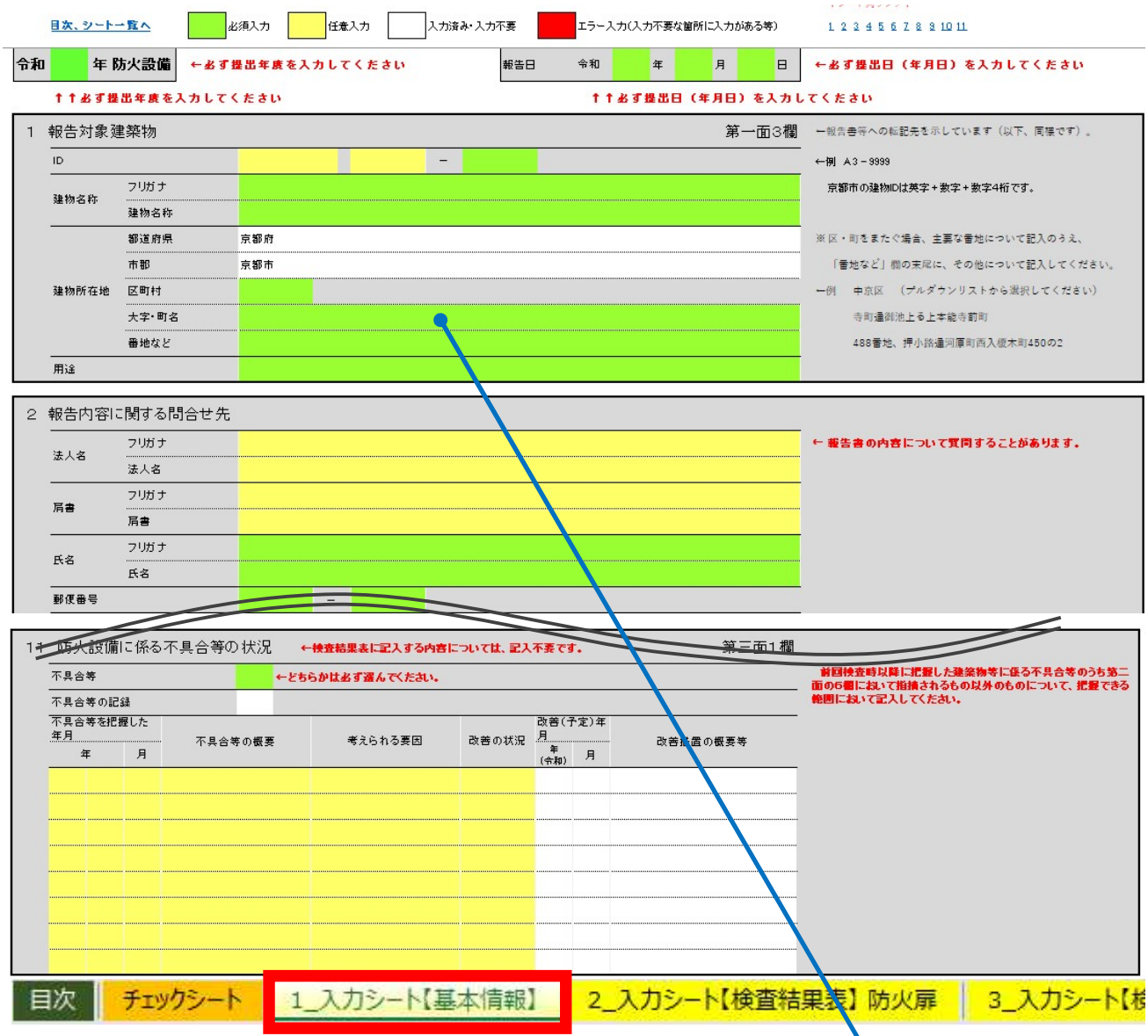

【凡例】入力セルの色

	必ず入力
	必要に応じて入力
	入力済又は入力不要
	誤記の可能性あり

❷ 2_入力シート【検査結果表】

▶検査結果、指摘の具体的内容等を入力してください。（以下の記入例を参照ください。）

（2_入力シート【検査結果表】防火扉の記入例）

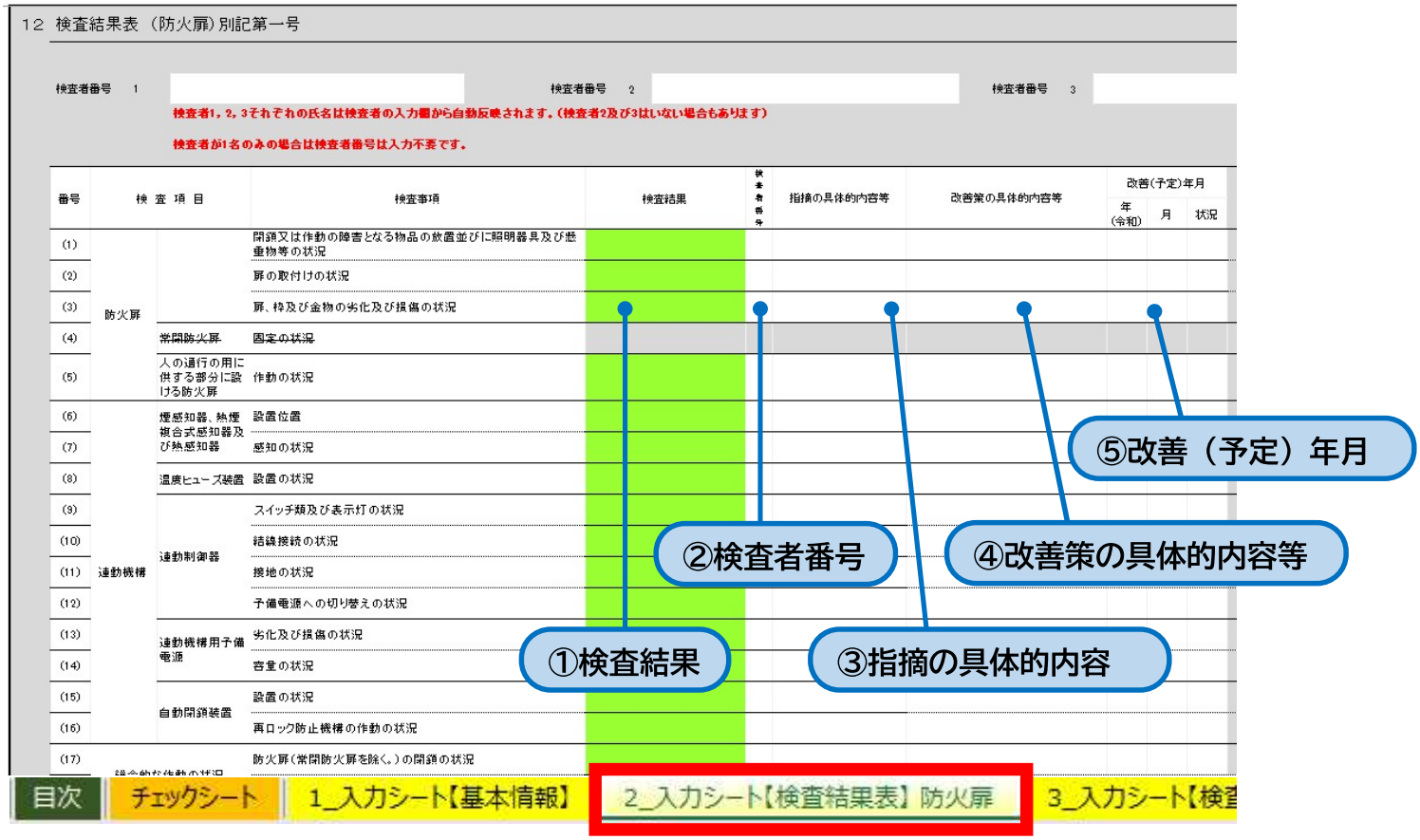

①検査結果

プルダウンから選択してください。
（直接入力不可）

②検査者番号

プルダウンから選択してください。
検査者が1名のみの場合は検査者番号は入力不要です。

③指摘の具体的内容

内容を直接入力してください。

④改善策の具体的内容等

内容を直接入力してください。

⑤改善（予定）年月

年月を数字で入力してください。
状況については、プルダウンから選択してください。

❸ 入力シート【写真】

▶「既存不適格」以外の「要是正」の指摘がある場合は、写真を添付してください。
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて写真を添付してください。

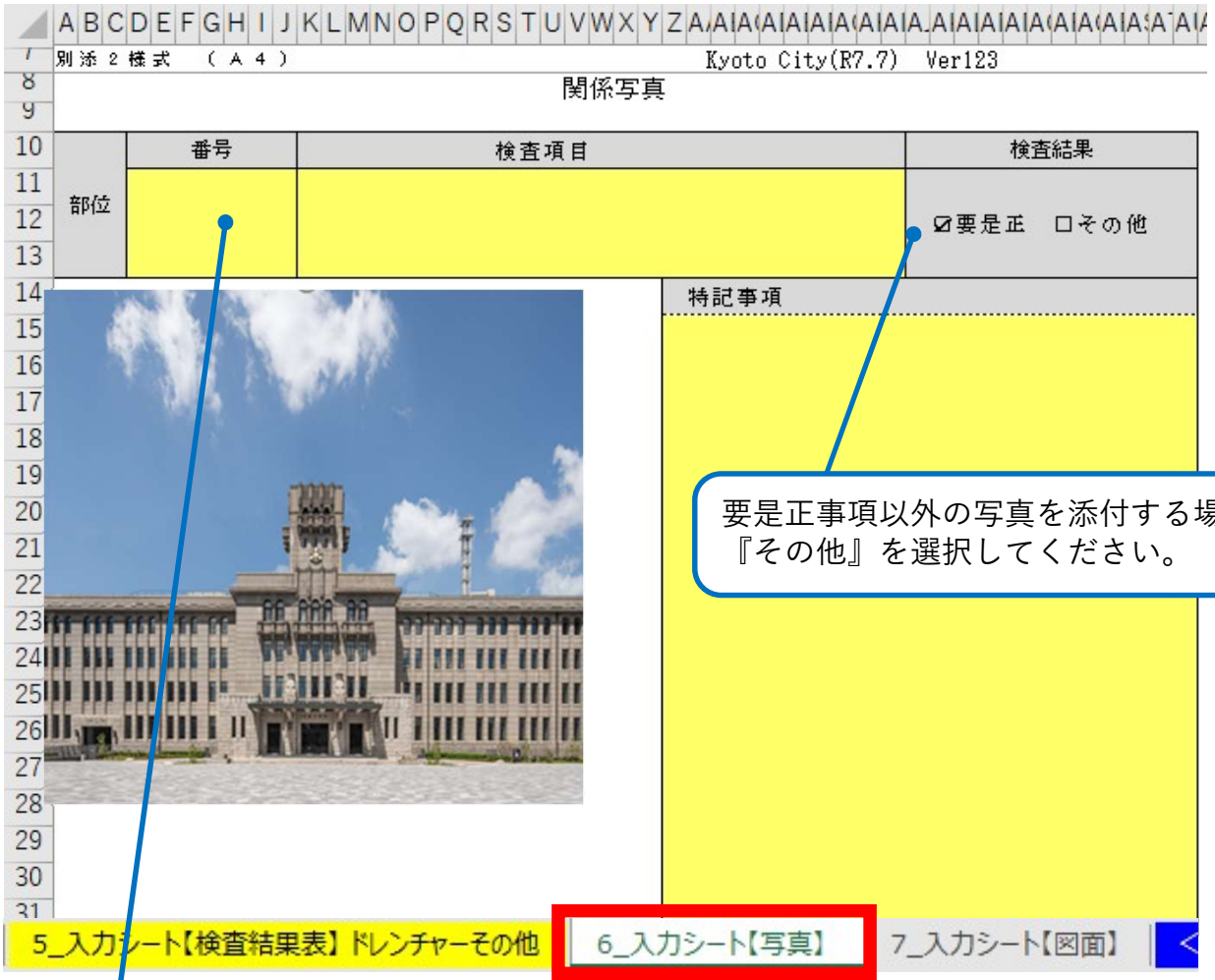

要是正事項以外の写真を添付する場合は、
『その他』を選択してください。

写真を添付する際は、黄色枠内に
『番号、検査結果、特記事項』を記入してください。

捕捉事項

- シートへ貼り付ける写真のデータサイズに注意してください。解像度が高すぎる写真を添付すると、エクセルファイルのファイル容量が大きくなり、電子申請で提出することができません。
- 記入欄が不足する場合は、【入力支援ファイル】とは別で作成し、添付してください。

3　「検査結果図（図面）」について

3.1　作成上の注意

- 既存図面を複写（スキャン）して使用する場合には、鮮明さが損なわれないように注意してください。（不鮮明な図面については、鮮明な図面に差し替えを求めることがあります。）
- 増築や間仕切り変更等の改修を行った場合は、必ず最新の図面を添付してください。
- 各図面には必ず図面名称（付近見取図、配置図、○階平面図など）を記入してください。
- 紙で提出する場合の図面サイズは、原則Ａ４、又はＡ３を折りＡ４としてください。

3.2　図面に明示すべき事項と記入上の注意

図面の種類	明示すべき事項
■付近見取図	➢ 方位、道路及び目標となる地物
■配置図	➢ 縮尺及び方位
	➢ 敷地の境界線
	➢ 敷地内における建築物の位置及び用途
■防火設備の位置図	➢ 縮尺及び方位 ➢ 各階の間取り及び各室の用途 ➢ 検査の対象となる防火設備の設置されている箇所 ・防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー ・感知器、連動制御盤 ・その他検査項目となっている機器 （上記設備が認定品の場合は認定番号を追記） ➢ 要是正の指摘箇所

4　定期検査報告書類について（記入例）

【入力支援ファイル】で作成した定期検査報告書類の記入例です。報告事項をデータに入力後、＜入力不要＞シートからそれぞれ印刷することができます。

4.1　定期検査報告書

【第一面】

第三十六号の八様式（第六条関係）（A4）

定期検査報告書

（防火設備）

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

京都市長　　様

令和　7　年　8　月　1　日

所有者と管理者が異なる場合、報告者は管理者

報告者氏名　　株式会社　キョート管理
代表取締役　京都 守

検査者氏名　　設備 一郎

【1. 所有者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】　カブシキカイシャ　キョートカンリ　ダイヒョウトリシマリヤク　キョウトマモル
- 【ロ. 氏名】　株式会社キョート管理　代表取締役　京都 守
- 【ハ. 郵便番号】　60〇-〇〇〇〇
- 【ニ. 住所】　京都府京都市中京区寺前町〇〇〇
- 【ホ. 電話番号】　075-〇〇〇ー〇〇〇〇

【2. 管理者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【管理者】とは
所有者とは別に建築物の維持管理、長期修繕計画等に主体的に関与しているもの

【3. 報告対象建築物】
- 【イ. 所在地】　京都市中京区〇〇〇町〇〇
- 【ロ. 名称のフリガナ】　キョートカンリ　セツビホテル
- 【ハ. 名称】　キョート管理　設備ホテル
- 【ニ. 用途】　ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

■ 要是正の指摘あり　（　□ 既存不適格　）　□ 指摘なし

〇既存不適格以外の**要是正がない場合**
■要是正の指摘あり　（■既存不適格）
〇既存不適格以外の**要是正がある場合**
■要是正の指摘あり　（□既存不適格）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年　月　日		
第　号		
係員氏名		

【第二面】

（第二面）

検査対象
（建築基準法施行令第16条第３項第2号、H28国土交通省告示第240号）
○随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火ダンパーを除く）

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】
【イ. 階数】　地上　5　階　地下　1　階
【ロ. 建築面積】　821.33　㎡
【ハ. 延べ面積】　1827.45　㎡

直前の確認・検査済証の情報記入

【2. 確認済証交付年月日等】
【イ. 確認済証交付年月日】　平成　15　年　7　月　18　日　第　〇〇〇〇　号
【ロ. 確認済証交付者】　□ 建築主事等　■ 指定確認検査機関　（　＊＊＊＊＊　）
【ハ. 検査済証交付年月日】　平成　16　年　8　月　3　日　第　〇〇〇〇　号
【ニ. 検査済証交付者】　□ 建築主事等　■ 指定確認検査機関　（　＊＊＊＊＊　）

検査が報告日の３箇月以内であること

【3. 検査日等】
【イ. 今回の検査】　令和　7　年　7　月　10　日　実施
【ロ. 前回の検査】　■ 実施　（　令和　6　年　8　月　1　日　報告　）　□ 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】　■ 有　□ 無

免除期間直後の初回報告の場合のみ『未実施』
前回検査をしていない場合は、備考欄に理由を記入

【4. 防火設備の検査者】
（代表となる検査者）
【イ. 資格】　（　一級　）建築士　（　大臣　）登録　第　＊＊＊＊　号
防火設備検査員　第　　号
【ロ. 氏名のフリガナ】　セツビ　イチロウ
【ハ. 氏名】　設備　一郎

建築士が定期検査を業として行う場合は、建築士法第23条の定めに基づき事務所登録を受けている建築士事務所に所属していること

【ニ. 勤務先】　設備一郎建築士事務所
（　一級　）建築士事務所　（　京都府　）知事登録　第　＊＊＊＊　号
【ホ. 郵便番号】　60〇ー〇〇〇〇
【ヘ. 所在地】　京都市上京区〇〇〇町〇〇
【ト. 電話番号】　075-〇〇〇ー〇〇〇〇

検査者が法人に勤務する場合は勤務先を記入

（その他の検査者）
【イ. 資格】　（　　）建築士　（　　）登録　第　　号
防火設備検査員　第　＊＊＊＊　号
【ロ. 氏名のフリガナ】　ケンチク　ジロウ
【ハ. 氏名】　建築　二郎

検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所等を記入

【ニ. 勤務先】
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録　第　　号
【ホ. 郵便番号】　60〇ー〇〇〇〇
【ヘ. 所在地】　京都市下京区〇〇〇町〇〇
【ト. 電話番号】　075-〇〇〇ー〇〇〇〇

両開き扉、親子扉は1対で1枚としてカウントする

【5. 防火設備の概要】
【イ. 避難安全検証法等の適用】　□ 区画避難安全検証法　（　階　）　□ 階避難安全検証法　（　階　）
□ 全館避難安全検証法　□ その他　（　　）
【ロ. 防火設備】　■ 防火扉　（　6　枚　）　■ 防火ｼｬｯﾀｰ　（　10　枚　）
■ 耐火ｸﾛｽｽｸﾘｰﾝ　（　3　枚　）　■ ﾄﾞﾚﾝﾁｬｰ　（　5　台　）
□ その他

(注)常時閉鎖した状態で維持管理されている防火設備については、建築物の定期調査にて報告すること

【6. 防火設備の検査の状況】
【イ. 指摘の内容】　■ 要是正の指摘あり　（ □ 既存不適格 ）　□ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
防火扉：1F面積区画の防火扉軌跡に障害物あり
防火シャッター：一部の防火シャッターが閉鎖しない
耐火クロススクリーン：ローラーチェーンのたるみ6%
【ハ. 改善予定の有無】　■ 有　（　令和　8　年　7　月に改善予定　）　□ 無

入力シート【検査結果表】に記入された改善予定年月のうち最も早いものが記載されます。
(報告までに改善を行っている場合)
○一部改善済みの場合　→改善予定年月日のうち最も早いものが記載されます。
○全て改善済みの場合　→改善が完了した年月を記載されます。（例：令和7年7月改善済み）
検査による指摘事項（既存不適格除く）は、次回検査までに改善いただくようご計画ください。

【7. 防火設備の不具合の発生状況】
【イ. 不具合】　□ 有　■ 無
【ロ. 不具合記録】　□ 有　■ 無
【ハ. 改善の状況】　□ 実施済　□ 改善予定　（　令和　　年　　月に改善予定　）　□ 予定なし

前回の検査から今回の検査までに発生した不具合を記載
不具合：所有者・管理者へのヒアリング等によって把握した、異常動作、損傷、腐食、その他の変化に起因するものであり、**検査によって指摘される以外のもの**
（不具合に前回・今回の定期検査の指摘事項は含まれない）

【8. 備考】

基本情報【入力シート】10.備考欄　に記入された内容が記載されます。
各欄で掲げられている項目以外で特に報告すべき事項を記載してください。
（例）
・検査済証が無い場合（調べたが不明）
・新築等による免除期間直後の初回報告を除き、前回検査をしていない場合

【第三面】

○前回・今回の検査の「要是正の指摘事項」・「既存不適格」の内容を記入する様式ではありません。
○不具合が無ければ、第三面の添付は不要です。

（第三面）

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
当該不具合を把握した年月を記入	不具合箇所を特定した上、当該不具合の具体的な内容を記入	当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入 （原因が不明な場合は「不明」と記入）	・改善実施済 →実施年月を記入 ・改善予定あり →予定年月を記入 ・改善予定なし →「ー」を記入	改善実施済み又は改善予定あり →具体的措置の概要を記入 改善予定なし →その理由を記入

（注意）

１．各面共通関係

①　※印のある欄は、記入しないでください。

②　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

③　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

２．第一面関係

①　検査者が２人以上の時は、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。

②　１欄及び２欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

③　第二面の６欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、４欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の６欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて４欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックス」に「レ」マークを入れてください。

３．第二面関係

①　この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。

②　２欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③　２欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

④　３欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入してください。

⑤　３欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥　３欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。

⑦　４欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

⑧　４欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑨　４欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑩　４欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は、検査者の住所について記入してください。

⑪　５欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の７第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第４項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全検証を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の　　建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫　５欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

⑬　６欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭　６欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮　６欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯　前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、７欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは７欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは７欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち、当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には７欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には７欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には７欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰　各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、８欄又は別紙に記載して添えてください。

４．第三面関係

①　第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の６欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②　「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③　「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④　「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤　「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

4.2　定期検査報告概要書

【第一面】

C3	9999

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の三関係）（A4）

定期検査報告概要書
（防火設備）

（第一面）

【1. 所有者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】　カブシキカイシャ　キョートカンリ　ダイヒョウトリシマリヤク　キョウトマモル
- 【ロ. 氏名】　株式会社キョート管理　代表取締役　京都 守
- 【ハ. 郵便番号】　60〇-〇〇〇〇
- 【ニ. 住所】　京都府京都市中京区寺前町〇〇〇

定期検査報告書(第一面)の【1.所有者】欄より転記
※電話番号は転記されません

【2. 管理者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】　同上
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】

定期検査報告書(第一面)の【2.管理者】欄より転記
※電話番号は転記されません

【3. 報告対象建築物】
- 【イ. 所在地】　京都市中京区〇〇〇町〇〇
- 【ロ. 名称のフリガナ】　キョートカンリ　セツビホテル
- 【ハ. 名称】　キョート管理　設備ホテル
- 【ニ. 用途】　ホテル

定期検査報告書(第一面)の【3.報告対象建築物】欄より転記

【4. 検査による指摘の概要】
■ 要是正の指摘あり　（　□ 既存不適格　）　□ 指摘なし

定期検査報告書(第一面)の【4.検査による指摘の概要】欄より転記

【5. 不具合の発生状況】
- 【イ. 不具合】　□ 有　■ 無
- 【ロ. 不具合記録】　□ 有　■ 無
- 【ハ. 不具合の概要】

定期検査報告書(第三面)の【防火設備に係る不具合等の状況】欄より転記

- 【ニ. 改善の状況】　□ 実施済　□ 改善予定　（　令和　　年　　月に改善予定　）
  □ 予定なし　（　理由：　）

【第二面】

（第二面）

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】
- 【イ. 階数】　地上　5　階　地下　1　階
- 【ロ. 建築面積】　821.33　㎡
- 【ハ. 延べ面積】　1827.45　㎡

【2. 確認済証交付年月日等】
- 【イ. 確認済証交付年月日】　平成　15　年　7　月　18　日　第　〇〇〇〇　号
- 【ロ. 確認済証交付者】　□ 建築主事等　■ 指定確認検査機関　（　＊＊＊＊＊　）
- 【ハ. 検査済証交付年月日】　平成　16　年　8　月　3　日　第　〇〇〇〇　号
- 【ニ. 検査済証交付者】　□ 建築主事等　■ 指定確認検査機関　（　＊＊＊＊＊　）

【3. 検査日等】
- 【イ. 今回の検査】　令和　7　年　7　月　10　日 実施
- 【ロ. 前回の検査】　■ 実施（　令和　6　年　8　月　1　日 報告　）　□ 未実施
- 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】　■ 有　□ 無

【4. 防火設備の検査者】

（代表となる検査者）
- 【イ. 資格】　（　一級　）建築士　（　大臣　）登録　第　＊＊＊＊　号
  防火設備検査員　第　　号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】　セツビ　イチロウ
- 【ハ. 氏名】　設備　一郎
- 【ニ. 勤務先】　設備一郎建築士事務所
  （　一級　）建築士事務所　（　京都府　）知事登録 第　＊＊＊＊　号
- 【ホ. 郵便番号】　60〇ー〇〇〇〇
- 【ヘ. 所在地】　京都市上京区〇〇〇町〇〇
- 【ト. 電話番号】　075-〇〇〇ー〇〇〇〇

（その他の検査者）
- 【イ. 資格】　（　　）建築士　（　　）登録　第　　号
  防火設備検査員　第　＊＊＊＊　号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】　ケンチク　ジロウ
- 【ハ. 氏名】　建築　二郎
- 【ニ. 勤務先】
  （　　）建築士事務所　（　　）知事登録 第　　号
- 【ホ. 郵便番号】　60〇ー〇〇〇〇
- 【ヘ. 所在地】　京都市下京区〇〇〇町〇〇
- 【ト. 電話番号】　075-〇〇〇ー〇〇〇〇

【5. 防火設備の概要】
- 【イ. 避難安全検証法等の適用】　□ 区画避難安全検証法（　階）　□ 階避難安全検証法（　階）
  □ 全館避難安全検証法　□ その他（　）
- 【ロ. 防火設備】　■ 防火扉（　6　枚）　■ 防火ｼｬｯﾀｰ（　10　枚）
  ■ 耐火ｸﾛｽｽｸﾘｰﾝ（　3　枚）　■ ﾄﾞﾚﾝﾁｬｰ（　5　台）
  □ その他（　台）

【6. 備考】

（注意）

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

4.3　検査結果表

別記第一号（Ａ４）

検査結果表
（防火扉）

検査者が2人以上であれば記入

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	設備　一郎	1
	その他の検査者	建築　二郎	2

当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)

番号	検査項目		検査事項	検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
(1)	防火扉		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物		○		1
(2)			扉の取付けの状況	○			1
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○			1
(4)		~~常開防火扉~~	~~固定の状況~~	－	－	－	－
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	○			1
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			1
(7)			感知の状況	○			1
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	－	－	－	－
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			1
(10)			結線接続の状況	○			1
(11)			接地の状況	○			1
(12)			予備電源への切り替えの状況	○			1
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1
(14)			容量の状況	○			1
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			1
(16)			防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	○			1
(17)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	○			1、2
(18)			防火区画の形成の状況	○			1、2

建築物の定期調査にて調査・報告する。

要是正の項目は特記事項に詳細を記入

検査項目に該当しない場合

上記以外の検査項目

京都市では追加の検査項目なし

(18)竪穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(17)の検査項目は(18)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(1)	防火扉	1F面積区画の防火扉軌跡の範囲内に物品が置かれている	物品の撤去	R8.7

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

改善予定年月が、定期検査報告書　第二面【6.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善（予定）年月が分かっている場合は年月を記入する。

4.3　検査結果表

添付不要

（注意）

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③　「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④　該当しない検査項目がある場合は、その検査結果欄及び担当検査者番号欄に「－」を記入してください。

⑤　「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入不要しなくても構いません。

⑩　「上記以外の検査項目」欄は、第２第２項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第２第３項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該図書等に記載されている当該認定検査項目を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑪　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫　各階平面図を別添１の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

4.3　検査結果表

別記第二号（Ａ４）

検査結果表
（防火シャッター）

検査者が2人以上であれば記入

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	設備　一郎	1
	その他の検査者	建築　二郎	2

当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)

番号	検査項目		検査事項	検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○			1
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※	－			
(3)			スプロケットの設置の状況※	－			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	－			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○			1
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○			1
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○			1
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○			1
(10)		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	○	1
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○	1
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○	1
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○	1
(14)			作動の状況		○	○	1
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			2
(16)			感知の状況	○			2
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	－	－	－	－
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			2
(19)			結線接続の状況	○			2
(20)			接地の状況	○			2
(21)			予備電源への切り替えの状況	○			2
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			2
(23)			容量の状況	○			2
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			2
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	○			2
(26)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況	○			2
(27)			防火区画の形成の状況		○		2
上記以外の検査項目							

(2)～(4)までの項目は「防犯目的や管理目的で日常的に開閉する防火シャッター」の場合のみ検査対象となる。

(14)作動の状況
危害防止装置未設置の場合でも運動エネルギーの測定必要。

京都市では追加の検査項目なし

(27)竪穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(26)の検査項目は(27)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(10)～(14)	危害防止装置	危害防止装置未設置(既存不適格)	危害防止装置の設置	R8. 7
(14)	危害防止装置	運動エネルギーが10Jを超えている(既存不適格)	降下速度調整	R8. 7
(27)	防火区画の形成の状況	一部の防火シャッターが閉鎖しない	ガイドレール修復	R8. 7

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

改善予定年月が、定期検査報告書　第二面【6.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善（予定）年月が分かっている場合は年月を記入する。

4.3　検査結果表

添付不要

（注意）

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③　「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入不要です。

④　該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号欄」に「－」を記入してください。

⑤　「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入不要です。

⑩　※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

⑪　「上記以外の検査項目」欄は、第２第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を追加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第２第３項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑫　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑬　各階平面図を別添１の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

4.3　検査結果表

別記第三号（Ａ４）

検査結果表
（耐火クロススクリーン）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	設備　一郎	1
	その他の検査者		

当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)

番号	検査項目		検査事項	検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		○		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	○			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	—			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	—			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	—			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	—			
(11)			作動の状況	○			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(13)			感知の状況	○			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			
(15)			結線接続の状況	○			
(16)			接地の状況	○			
(17)			予備電源への切り替えの状況	○			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(19)			容量の状況	○			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○			
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○			
(23)			防火区画の形成の状況	○			

バランス式耐火クロススクリーンの場合，危害防止装置はないため、(7)～(10)は検査対象外となる。

上記以外の検査項目

京都市では追加の検査項目なし

(23)竪穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(22)の検査項目は(23)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
2	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	ローラーチェーンのたるみ6%	チェーンの交換	R8.7

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

改善予定年月が、定期検査報告書　第二面【６.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善（予定）年月が分かっている場合は年月を記入する。

4.3　検査結果表

添付不要

（注意）

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③　「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入不要です。

④　該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤　「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入不要です。

⑩　「上記以外の検査項目」欄は、第２第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第２第３項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑪　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫　各階平面図を別添１の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

4.3　検査結果表

別記第四号（Ａ４）

検査結果表

（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	設備　一郎	1
	その他の検査者		

当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)

番号	検査項目		検査事項	検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	○			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	○			
(4)		排水設備	排水の状況	○			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○			
(6)			給水装置の状況	○			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○			
(8)			結線接続の状況	○			
(9)			接地の状況	○			
(10)			ポンプ及び電動機の状況	○			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	○			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(16)			感知の状況	○			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況	○			
(18)			結線接続の状況	○			
(19)			接地の状況	○			
(20)			予備電源への切り替えの状況	○			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(22)			容量の状況	○			
(23)		自動作動装置	設置の状況	○			
(24)		手動作動装置	設置の状況	○			
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況	○			
(26)			防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目

京都市では追加の検査項目なし

(26)竪穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(25)の検査項目は(26)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

4.3　検査結果表

添付不要

（注意）

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③　「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④　該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤　「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩　「上記以外の検査項目」欄は、第２第２項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第２第３項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑪　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫　各階平面図を別添１の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

5　参考資料

5.1　防火設備の定期検査報告　関係法令（抜粋）

■建築基準法　【国】

（報告、検査等）

第１２条　第６条第１項第１号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第３項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第３項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第３項において、「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第３項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

３　特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第１２条の３第２項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

第１０１条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二　第１２条第１項若しくは第３項（これらの規定を第８８条第１項又は第３項において準用する場合を含む。）又は第５項（第２号に係る部分に限り、第８８条第１項から第３項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

■建築基準法　施行令　【国】

（定期報告を要する建築物等）

第１６条

３　法第１２条第３項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

二　防火設備のうち、法第６条第１項第１号に掲げる建築物で第１項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

■建築基準法 施行規則　【国】

（建築設備等の定期報告）

第６条　法第１２条第３項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね６月から１年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、１年から３年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一　法１２条第３項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第７条第５項（法第８７条の４において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第７条の２第５項（法第８７条の４において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二　法１２条第３項の規定により、特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法７条第５項又は法７条の２第５項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

２　法第１２条第３項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

３　法第１２条第３項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第３６号の４様式による報告書及び別記第３６号の５様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第３６号の６様式による報告書及び別記第３６号の７様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第３６号の８様式による報告書及び別記第３６号の９様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第３６号の４様式、別記第３６号の５様式、別記第３６号の６様式、別記第３６号の７様式、別記第３６号の８様式、別記第３６号の９様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

４　法第１２条第３項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（建築物調査員資格者証等の種類）

第６条の５

２　法第１２条第３項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

■建築士法　【国】

（登録）

第２３条　一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

■京都市 建築基準法施行細則　【市】

（特定建築設備等及び工作物の定期報告）

第２９条　法第１２条第３項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

⑴　随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）であって、前条第１項第２号から第４号までに掲げる建築物に設けるもの（令第１６条第３項第２号に掲げるものを除く。）

⑵　法第２８条第２項ただし書若しくは第３項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）で風道を有するもの、排煙機若しくは送風機を有する排煙設備又は非常用の照明装置であって、別表第７の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるものに設けるもの

２　省令第６条第１項及び第６条の２の２第１項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

⑴　令第１６条第３項第１号に掲げる昇降機及び令第１３８条第２項第１号に掲げる昇降機　毎年の法第７条第５項又は第７条の２第５項（それぞれ法第８７条の４及び第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）の応当月の末日

⑵　令第１６条第３項第２号に掲げる防火設備及び前項第１号に掲げる防火設備　１２月２５日

⑶　前項第２号に掲げる建築設備　１２月２５日（省令第６条第１項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時期）

ア　当該建築設備の設置後初めて報告する場合　当該建築設備について、法第７条第５項又は第７条の２第５項（それぞれ法第８７条の４において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から起算して４年を経過する日までの期間内の１２月２５日（当該検査済証の交付の直後の１２月２５日を除く。）のいずれか

イ　その他の場合　前回の報告をした日が属する年の１２月２６日から起算して３年を経過する日までの期間内の１２月２５日のいずれか

⑷　令第１３８条第２項第２号又は第３号に掲げる遊戯施設　２月末日

３　省令第６条第４項の規定により市長が定める書類は、別表第８の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

４　法第１２条第３項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）に規定する検査は、同項の規定による報告の日前３月以内に行われたものでなければならない。

別表第８（第２９条関係）

区分	図書	明示すべき事項
令第１６条第３項第２号に掲げる防火設備及び第２９条第１項第１号に掲げる防火設備	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
	防火設備の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途